

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに
会社法施行規則第189条に定める書面)

2021年7月1日

株式会社パイロットコーポレーション
パイロットインキ株式会社

2021年7月1日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都中央区京橋二丁目 6 番 2 1 号
株式会社パイロットコーポレーション
代表取締役 伊藤 秀

愛知県名古屋市中区昭和区緑町三丁目 1 7 番地
パイロットインキ株式会社
代表取締役 荒木 敏男

パイロットインキ株式会社（以下、「分割会社」といいます。）と株式会社パイロットコーポレーション（以下、「承継会社」といいます。）は、分割会社と承継会社との間で締結した2021年4月26日付分割契約書（以下、「本件分割契約」といいます。）に基づき、2021年7月1日を効力発生日として、分割会社が玩具事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は以下のとおりです。

尚、本吸収分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式吸収分割、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割となるため、両社の株主総会の承認を得ずに行うものであります。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年7月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

（1）株主による吸収分割差止請求手続

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第784条の2に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求手続

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条第1項第2号の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続

本件分割において、分割会社は会社法第789条第2項に基づき、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう、2021年5月17日付で官報公告を行い、又、知れている債権者に対して各別の催告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 株主による吸収分割差止請求手続

本件分割は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2に基づく株主による吸収分割差止請求権は発生しません。

尚、本件分割において、承継会社は会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、本件分割に反対する株主は一定の期間内にこれを申し出るよう2021年5月17日付で開始した電子公告を行いました。が、所定の期間内に会社法第796条第3項の通知をした株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第797条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者保護手続

本件分割において、承継会社は会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう2021年5月17日付で官報公告及び2021年5月17日付で開始した電子公告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である2021年7月1日をもって、分割会社から、本件分割契約に定める分割会社の玩具事業に関する資産、負債、契約上の地位、及びその他の権利義務を承継しました。

5. 本件分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2021年7月1日（予定）

6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以 上